

建設省告示第 号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百二十八号）第二百二十六条の四第四号の規定に基づき、非常用の照明装置を設けることを要しない避難階又は避難階の直上階若しくは直下階の居室で避難上支障がないものその他これらに類するものを次のように定める。

平成 年 月 日

建設大臣 中山 正暉

非常用の照明装置を設けることを要しない避難階又は避難階の直上階若しくは直下階の居室で避難上支障がないものその他これらに類するものを定める件

建築基準法施行令（以下「令」といふ。）第二百二十六条の四第四号に規定する避難階又は避難階の直上階若しくは直下階の居室で避難上支障がないものその他これらに類するものは、令第二百二十六条の二第一項第一号に該当する窓その他の開口部を有する居室及びこれに類する建築物の部分（以下「居室等」といふ。）で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 避難階に存する居室等にあつては、当該居室等の各部分から屋外への出口の一に至る歩行距離が三十

メートル以下であり、かつ、避難上支障がないもの

- 二 避難階の直下階又は直上階に存する居室等にあつては、当該居室等から避難階における屋外への出口又は令第百二十三条第二項に規定する屋外に設ける避難階段に通ずる出入口に至る歩行距離が二十メートル以下であり、かつ、避難上支障がないもの

附 則

- 1 この告示は、平成十二年六月一日から施行する。
- 2 昭和四十七年建設省告示第三十四号は、廃止する。